

1. 件名：特定兼用キャスクの設計の型式証明等に係る審査会合への対応について

2. 日時：令和3年4月27日 12:10～12:30

3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

岩田安全管理調査官、立元管理官補佐、中野上席安全審査官、深堀上席安全審査官、松野上席安全審査官、石井主任安全審査官、田澤審査チーム員

（核燃料廃棄物研究部門）

後神技術研究調査官

三菱重工業株式会社：

原子力セグメント 機器設計部 主席プロジェクト統括 他4名※

5. 要旨

(1) 三菱重工業株式会社（以下「三菱」という。）から、本日の審査会合（第9回特定兼用キャスクの設計の型式証明等に係る審査会合）において、以下のとおり、議論された事項の確認があった。

○設置許可基準規則第3条（設計基準対象施設の地盤）への適合のための設計に関し、特定兼用キャスクの設置方法②に関する安全設計全般の設計方針について、電気事業者による設置（変更）許可申請に引き継ぐべき、貯蔵用緩衝体の具体的な設計条件を説明すること。

○遮蔽機能の評価に用いる遮蔽解析コードについて、MCNP5とDOT3.5の適用の考え方が整理されたことを踏まえ、後段の手続（特定兼用キャスクの設計の型式指定に係る申請等）との関係を考慮した上で、遮蔽機能の評価方針に関する申請書記載の適正化を検討すること。また、解析検証により示したMCNP5の適用範囲について、補足説明資料を含めた申請書類の中で明確にすること。

(2) 原子力規制庁は、上記の確認事項に関する説明資料の作成を依頼するとともに、本日の審査会合における議論を踏まえ、引き続き確認を行うことを伝えた。

(3) 三菱より、本日の議論を踏まえた説明資料の作成等について、了解した旨、回答があった。

6. その他

提出資料なし

以上